

東京都多摩地域  
循環型社会形成推進地域計画

東京たま広域資源循環組合

令和4年1月13日

# 目 次

1	地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項.....	1
	(1) 対象地域 .....	1
	(2) 計画期間 .....	1
	(3) 基本的な方向 .....	2
	(4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況.....	3
2	循環型社会形成推進のための現状と目標.....	5
	(1) 一般廃棄物等の処理の現状.....	5
	(2) 一般廃棄物等の処理の目標.....	6
3	施策の内容 .....	7
	(1) 発生抑制、再使用の推進.....	7
	(2) 処理体制 .....	9
	(3) 処理施設の整備 .....	11
	(4) 施設整備に関する計画支援事業.....	11
	(5) その他の施策 .....	11
4	計画のフォローアップと事後評価.....	14
	(1) 計画のフォローアップ.....	14
	(2) 事後評価及び計画の見直し.....	14

## 1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

### (1) 対象地域

構成市町名： 八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、西東京市、瑞穂町

\*本計画における東京都多摩地域とは、上記の構成市町をいう。

面積： 727.40 km<sup>2</sup>

人口： 4,140,465 人（令和2年10月1日現在）

表 1 面積及び人口の内訳

市町村名	面積(km <sup>2</sup> )	人口(人)	市町村名	面積(km <sup>2</sup> )	人口(人)
八王子市	186.38	561,872	国分寺市	11.46	126,432
立川市	24.36	184,439	国立市	8.15	76,503
武蔵野市	10.98	147,677	福生市	10.16	56,967
三鷹市	16.42	190,062	狛江市	6.39	83,360
青梅市	103.31	132,291	東大和市	13.42	85,305
府中市	29.43	260,324	清瀬市	10.23	74,823
昭島市	17.33	113,589	東久留米市	12.88	117,033
調布市	21.58	237,636	武蔵村山市	15.32	71,988
町田市	71.55	429,200	多摩市	21.08	148,606
小金井市	11.30	123,427	稲城市	17.97	92,051
小平市	20.51	195,120	羽村市	9.90	54,783
日野市	27.55	186,992	西東京市	15.75	205,907
東村山市	17.14	151,478	瑞穂町	16.85	32,600
			合計	727.40	4,140,465

### (2) 計画期間

本計画は、令和4年4月1日から令和10年3月31日までの6年間を計画期間とする。なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

### (3) 基本的な方向

#### ア 組織団体による発生抑制、再使用の推進と施策の方向性

東京都多摩地域は、高度経済成長期に都心のベッドタウンとして人口が増加し、都市化の進展、大量消費大量廃棄による廃棄物処分の課題を抱えながら、埋立処分場用地を新たに確保することが非常に困難な地域性を背景に、早くからごみの発生抑制や再生利用に取り組んできた地域である。

東京都多摩地域における排出ごみの総資源化率は、令和元年度で 37.0%（全国平均 19.6%）（出典資料：環境省一般廃棄物実態調査）と、住民のごみ問題に関する意識は高い。

構成市町の 25 市 1 町（以下「組織団体」という。）においては、生活系ごみの有料化の導入について、早い自治体では平成 10 年度から実施しており、令和 4 年度に実施する予定の 1 団体で実現すれば、全組織団体で生活系ごみの有料化が実施されることになる。

その他にも、組織団体ではそれぞれの実情に応じ、清掃工場への搬入手数料の適宜見直し、分別項目の細分化（剪定枝、危険ごみ等）、環境教育・普及啓発・助成等を実施している。

この循環型社会形成に向けた取組みを一層強化していくため、ごみのさらなる分別の徹底、再利用あるいは再生利用の推進等、住民への周知を含めて 3 R の徹底に向けた取組みを推進していく。

#### イ 中間処理施設におけるリサイクル（再生利用）の施策の方向性

各組織団体では、住民への普及啓発活動を通じた分別の徹底等、それぞれの地域の実情を踏まえた施策を展開し、中間処理施設で適正に分別された資源を、民間リサイクル業者を通じて再資源化率を高めている。また、先進的なリサイクル（再生利用）事業を実現するため、効率的かつ経済的な施設整備を行っていく。

#### ウ 最終処分場の埋立処分量削減、焼却残さのリサイクルの施策の方向性

東京都多摩地域における廃棄物の広域的な最終処分場を安定的に確保する必要性から、昭和 55 年 11 月に東京都多摩地域の一般廃棄物最終処分場として東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合（平成 18 年 4 月に東京たま広域資源循環組合（以下「循環組合」という。）に名称変更。）が設立され、日の出町谷戸沢廃棄物広域処分場（以下「谷戸沢処分場」という。）で昭和 59 年 4 月から埋立を開始した。供用開始後、約 14 年間で満杯になると、2 か所目の処分場である日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場（以下「二ツ塚処分場」という。）を平成 10 年 1 月に開設し、現在に至っている。

平成 18 年 7 月には、二ツ塚処分場内に焼却残さ等のマテリアルリサイクル推進施

設である東京たまエコセメント化施設（以下「エコセメント化施設」という。）が稼働したことで、二ツ塚処分場への埋立量が大幅に削減され、二ツ塚処分場の延命化に大きく貢献している。

このような中、エコセメント化施設は、令和 3 年 12 月時点で既に稼働後 15 年が経過しており、施設の老朽化対策を講じるとともに、近年頻発している自然災害による災害廃棄物焼却残さの処理体制強化等に向けた取組みが求められている。

今後も、新たな処分場を確保することは極めて困難なことから、二ツ塚処分場の延命化を図りつつ、災害廃棄物焼却残さの処分においても有効な施設であるエコセメント化施設を適正かつ安定的に稼働させるため、災害廃棄物処理体制の強化を含めた必要な工事を行っていく。

#### (4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況

各組織団体は、市単独あるいは、ふじみ衛生組合、柳泉園組合、西多摩衛生組合、多摩川衛生組合、小平・村山・大和衛生組合、多摩ニュータウン環境組合、浅川清流環境組合（以下「一部事務組合」という。）の施設等にて、ごみの中間処理を行っている（表 2 参照）。うち、小金井市、日野市、国分寺市の 3 市で構成された浅川清流環境組合の清掃工場は、令和 2 年 4 月 1 日から稼働している。

また、東京都による広域化・集約化検討会も開催されており、廃棄物処理施設の建替え等、将来的な人口推計を踏まえた展望に立ちつつ、周辺自治体との広域化への検討等、周辺住民等の理解を深めながら、最善の対応を念頭に各事業を進めていく。

表 2 組織団体及び中間処理施設の一覧（令和 3 年 12 月現在）

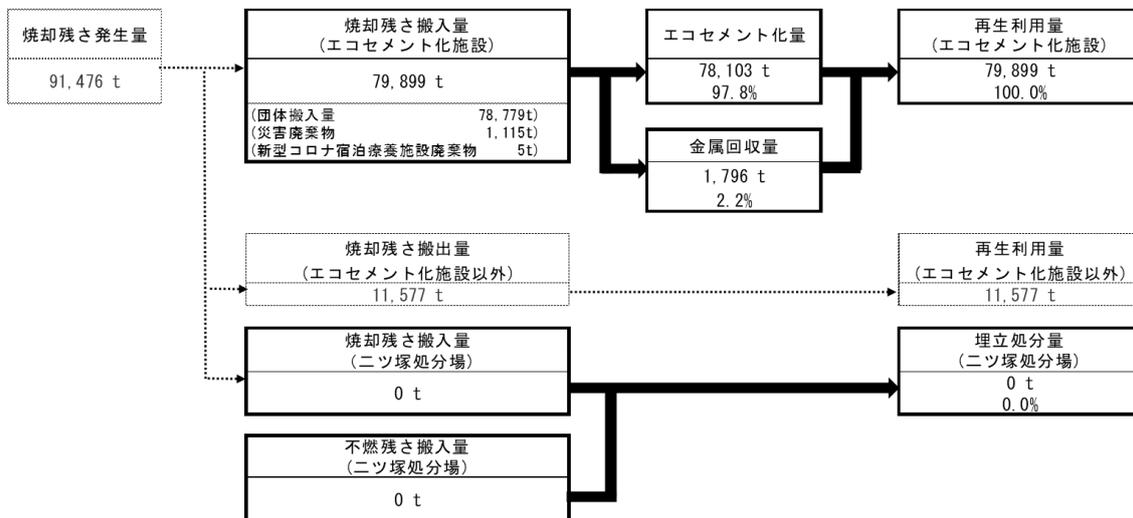
焼却処理施設			不燃物・資源物処理施設		
搬入団体	施設名称		搬入団体	施設名称	
八王子市	戸吹清掃工場 (ストーカ式・灰溶融式) ※灰溶融炉停止中		八王子市	戸吹不燃物処理センター	
	300(t/日)			34(t/5h)	
	北野清掃工場(ストーカ式)		八王子市	プラスチック資源化センター	
	100(t/日)			52(t/5h)	
	※新施設(流動床式)整備予定		立川市	立川市総合 リサイクルセンター	
立川市	立川市清掃工場(ストーカ式) ※新施設(ストーカ式)整備予定			73(t/5h)	
武蔵野市	武蔵野クリーンセンター (ストーカ式)		武蔵野市	武蔵野クリーンセンター	
	120(t/日)			10(t/5h)	
昭島市	昭島市清掃センター (ストーカ式)		青梅市	青梅市リサイクルセンター	
	190(t/日)			48.37(t/5h)	
町田市	町田リサイクル文化センター (流動床式) ※新施設(ストーカ式)整備予定		府中市	府中リサイクルプラザ	
	626(t/日)			選別機 60.0(t/5h) 資源機 57.4(t/5h) 管理棟 4.5(t/5h)	
東村山市	東村山市秋水園 ごみ焼却施設(ストーカ式)		昭島市	昭島市環境 コミュニケーションセンター (粗大ごみ処理施設)	
	150(t/日)			不燃粗大 12.9(t/5h) プラスチック 14.3(t/5h) 資源 8.3(t/5h)	
ふじみ衛生組合	三鷹市	ふじみ衛生組合 クリーンプラザふじみ (ストーカ式)	町田市	町田リサイクル文化センター	
	調布市			70(t/5h)	
	288(t/日)			10(t/日)	
柳泉園組合	清瀬市	柳泉園組合 柳泉園クリーンポート (ストーカ式)	町田市	町田市剪定枝資源化センター	
	東久留米市			100(t/日)	
	西東京市			リレーセンターみなみ (ごみ中継基地)	
	315(t/日)			100(t/日)	
西多摩衛生組合	青梅市	西多摩衛生組合 環境センター(流動床式)	小金井市	小金井市中間処理場	
	福生市			30(t/5h)	
	羽村市		小平市	小平市リサイクルセンター	
	瑞穂町			12.6(t/5h)	
	480(t/日)		日野市	日野市クリーンセンター	
				30(t/5h)	
多摩川衛生組合	府中市	多摩川衛生組合 クリーンセンター多摩川 (ストーカ式・灰溶融式) ※灰溶融炉停止中	東村山市	東村山市秋水園 リサイクルセンター	
	国立市			31(t/5h)	
	狛江市		国分寺市	国分寺市清掃センター	
	稲城市			30(t/5h)	
	450(t/日)		国立市	国立市環境センター	
				30(t/5h)	
小平・村山・大和衛生組合	小平市	小平・村山・大和衛生組合 ごみ焼却施設(ストーカ式) ※新施設(ストーカ式)整備予定	福生市	福生市リサイクルセンター	
	東大和市			33(t/5h)	
	武蔵村山市		狛江市	狛江市ビン・缶 リサイクルセンター	
	210(t/日)			4.9(t/5h)	
多摩ニュータウン環境組合	八王子市	多摩ニュータウン環境組合 多摩清掃工場(ストーカ式)	羽村市	羽村市リサイクルセンター	
	町田市			30(t/5h)	
	多摩市		瑞穂町	みずほリサイクルプラザ	
	400(t/日)			16.57(t/5h)	
浅川清流環境組合	小金井市	浅川清流環境組合 可燃ごみ処理施設(ストーカ式)	ふじみ衛生組合	ふじみ衛生組合 ふじみ衛生組合リサイクル センター	
	日野市			83.9(t/5h)	
	国分寺市		多摩ニュータウン環境組合	多摩ニュータウン環境組合 多摩清掃工場	
	228(t/日)			90(t/5h)	
			八王子市	多摩ニュータウン環境組合 多摩清掃工場	
			町田市	90(t/5h)	
			多摩市	多摩ニュータウン環境組合 多摩清掃工場	
			多摩市	90(t/5h)	
			清瀬市	柳泉園組合 不燃・粗大ごみ処理施設	
			東久留米市	50(t/5h)	
			西東京市	リサイクルセンター	
				65(t/5h)	
			国立市	多摩川衛生組合 クリーンセンター多摩川	
			狛江市	50(t/5h)	
			稲城市	多摩川衛生組合 クリーンセンター多摩川	
			稲城市	50(t/5h)	
			小平市	小平・村山・大和衛生組合 不燃・粗大ごみ処理施設	
			東大和市	28(t/5h)	
			武蔵村山市	資源物中間処理施設	
				23(t/5h)	

## 2 循環型社会形成推進のための現状と目標

### (1) 一般廃棄物等の処理の現状

令和2年度の一般廃棄物の排出、処理状況は図1のとおりである。

図1 一般廃棄物の処理状況フロー（令和2年度）



※端数処理により割合・合計が合わないことがある。  
 ※点線部分は組織団体が管理する焼却残さの流れを表す。  
 ※%は焼却残さ及び不燃残さ搬入量の合計に対する割合を表す。

## (2) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表3のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表3 減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標		現 状 (割合※) (令和2年度)	目 標 (割合※) (令和10年度)
排 出 量	焼却残さ(エコセメント化施設搬入量) (うち団体搬入量)	79,899トン 78,779トン	75,018トン ( -4.8%)
	(うち災害廃棄物)	1,115トン	
	(うち新型コロナ宿泊療養施設廃棄物)	5トン	
	不燃残さ(二ツ塚処分場)	0トン	
	焼却残さ(エコセメント化施設以外搬出量)	11,577トン	0トン ( 0.0%)
再生利用量	エコセメント化施設における再生利用量 (うちエコセメント化量)	79,899トン (100.0%) 78,103トン	75,018トン (100.0%)
	(うち金属回収量)	1,796トン	
	エコセメント化施設以外における再生利用量	11,577トン	
最終処分量	埋立最終処分量	0トン ( 0.0%)	0トン ( 0.0%)

※排出量は現状に対する増減割合、再生利用量及び最終処分量は排出量に対する割合

※灰色は組織団体が管理する焼却残さの排出量及び再生利用量

《用語の定義》

排出量(エコセメント化施設及び二ツ塚処分場搬入分):組織団体からエコセメント化施設及び二ツ塚処分場に搬入された焼却残さ及び不燃残さの量[単位:トン]

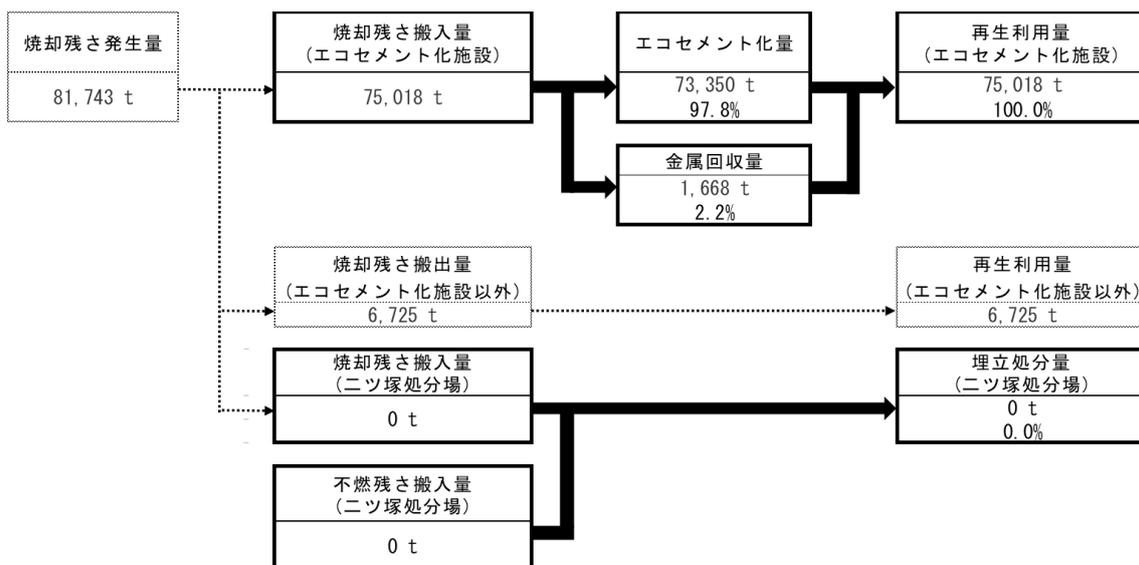
排出量(エコセメント化施設以外搬出量):組織団体からエコセメント化施設以外に搬出された焼却残さの量[単位:トン]

再生利用量(エコセメント化施設):エコセメント化施設において再生されたエコセメント化量及び金属回収量[単位:トン]

再生利用量(エコセメント化施設以外):エコセメント化施設以外での再生利用量[単位:トン]

最終処分量:埋立処分された量[単位:トン]

図2 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー (令和10年度)



※端数処理により割合・合計が合わないことがある。

※点線部分は組織団体が管理する焼却残さの流れを表す。

※%は焼却残さ及び不燃残さ搬入量の合計に対する割合を表す。

### 3 施策の内容

#### (1) 発生抑制、再使用の推進

##### ア 家庭ごみの有料化

現在、生活系ごみについては、1 団体を除く組織団体が排出抑制等を目的としたごみ袋の有料化を実施しており、当該団体でも令和 4 年度に実施する計画となっている。

今後は、各組織団体において、粗大ごみ処理制度の変更（ポイント合算制から品目別料金制への変更）や指定収集袋を含む処理手数料の改定等を検討するとともに、一層の排出抑制と費用負担の公平性の確保を図るため、減量施策の効果や近隣市町のごみ処理手数料見直し検討状況等を勘案していく。

また、事業系ごみ処理手数料の見直しについてもあわせて検討していく。

##### イ 環境教育の実施、普及啓発活動、助成事業

環境教育について、全ての組織団体において児童・生徒等を対象とした施設見学会等の環境教育を実施しており、今後も継続して推進していく。また、一部の組織団体においては環境出前講座や環境ポスターコンクール等を実施する等、次世代への環境学習の機会の充実を図っている。

また、普及啓発活動について、広報誌やごみ減量キャンペーン、地域のイベント等で 3 R もしくは 4 R 等の推進、ごみ減量チラシやパンフレットの配布等を行っている。その他、一部の組織団体においては、地域の催し等でのフードドライブの実施や、段ボールコンポストの普及活動、可燃ごみの水切りの励行、食べきり協力店・マイボトル OK 店舗の認定、環境広報誌の発行、SNS の活用、ごみ分別アプリの配信等により、ごみの減量や適切な分別に関する情報を配信している。

さらに、子ども会や町内会、自治会等の資源回収を行う団体に対する奨励金等交付事業や、一部の組織団体では、生ごみ処理機等の購入費補助事業を実施している。

循環組合では、社会科見学や夏休み処分場見学会等を通じて、各家庭から排出されたごみが最終的にどのようなになっているのか、エコセメント化施設や埋立が終了した谷戸沢処分場の自然回復事業等を学ぶ環境教育を実施している。

##### ウ プラスチックの資源循環

組織団体では、マイバッグ、マイ箸、マイタンブラーの使用促進のための啓発事業や、海洋プラスチックごみの主要因となるワンウェイプラスチックの使用削減についても周知・啓発を図っているところがある。

また、24 の組織団体では、容器包装プラスチックの分別収集を実施し、資源化を図っている。

さらに、一部の組織団体では食品トレイ、ペットボトルキャップの拠点回収事業を実施している。

なお、令和 3 年度において、プラスチック製品（容器包装プラスチックを除く硬質プラスチック等）を既に分別回収しているのは 7 団体であり、それ以外では可燃ごみとして焼却処理等している団体が 9 団体（うち 4 団体は一部不燃ごみとして処理、うち 1 団体は一部プラスチック類として分別回収）、不燃ごみとして処理している団体は 10 団体となっているが、今後、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に関連する事項について、循環型社会の実現に向けた取組みを積極的に推進していくことを基本に、各組織団体において地域の実情を踏まえつつ、対応を検討していく。

#### エ ごみの分別の推進

一部の組織団体では、剪定枝等の分別収集（資源化）、生ごみ乾燥物や小型家電等の拠点回収事業、スマートフォンアプリの導入によるごみ分別の徹底を推進しており、今後も継続していく。

#### オ 循環組合の取組み（搬入配分量及び超過金・貢献金制度）

循環組合では、二ツ塚処分場の延命化及びエコセメント化施設の安定的かつ効率的な運用を図るため、各組織団体の廃棄物搬入量の目標値として、搬入配分量を定めている。当該年度の焼却残さ搬入実績量が搬入配分量を上回った場合には、超過金（焼却残さの超過金単価 15,000 円/t）を徴収し、その超過金は、当該年度の搬入配分量を下回った団体、つまり、ごみの減量化の取組みにより焼却残さの搬入を決められた搬入配分量より減らした団体に貢献金とし配分する仕組みを構築しており、その超過金及び貢献金は、次年度の組織団体負担金の中で調整している。

なお、令和 2 年 10 月に策定した「第 6 次廃棄物減容(量)化基本計画」では、エコセメント事業を継続する場合に、エコセメント化施設の工事期間中及び施設稼働後の焼却残さの処理方法を踏まえた制度に見直すことを定めている。

#### カ その他

その他、組織団体では、家庭系生ごみの減量や食品ロス削減の推進、事業系ごみの減量・資源化の推進（指導・検査）等を実施しており、今後も継続していく。

## (2) 処理体制

### ア ごみの処理体制の現状と今後（施設の安定稼働に向けた継続的な対策の実施）

平成 18 年 7 月に稼働開始したエコセメント化施設は、施設の設計施工、運転、維持管理、販売を一体的に行う公設民営方式を採用し、東京たまエコセメント（株）と 20 年間の運營業務委託契約を締結して、年間 310 日程度 24 時間体制で稼働している。

施設の処理能力は、焼却残さ平均処理量 300 t/日、エコセメント平均生産量 430 t/日であり、令和 2 年度実績では、焼却残さ約 79,900 t、エコセメント出荷量約 114,700 t である。

このエコセメント化施設が、万が一故障した場合、焼却残さの処理ができず埋立をせざるを得なくなるため、施設の安定稼働に向けた対策は確実に実施していくことが求められる。このため、年 4 回、定期的に部品交換が必要な箇所等は予防保全的な修繕を行いつつ、稼働 20 年となる令和 8 年度から、基幹的設備改良工事に着手し、引き続き施設の安定稼働に努めていく。なお、基幹的設備改良工事については、将来的な災害廃棄物可燃残さの処分も十分に考えられることから、災害廃棄物処理体制の強化も含めて実施するとともに、既存の施設の健全度を判断した上で、長期の使用に耐えられると判断されたものは部分改修して対応する。

また、二ツ塚処分場については、多摩地域に新たな処分場を確保することは極めて困難であり、さらに将来的な災害廃棄物・不燃残さの処分も考えられることから、基幹的設備改良工事期間中に埋立をした焼却残さを掘り起こしてエコセメント化事業を実施し延命化を図る。

### イ 災害廃棄物等の処理の現状と今後（災害廃棄物等の受け入れ体制の構築）

#### ① 東日本大震災に伴う災害廃棄物

平成 24 年 6 月から平成 25 年 3 月まで、宮城県女川町の災害廃棄物（木くず等）を 7 つの清掃工場で焼却した焼却残さ 610.98 t を受け入れた。

受け入れ団体の名称	処理施設の名称	循環組合へ焼却残さの搬出量（t）
西多摩衛生組合	環境センター	126.37
日野市	クリーンセンター	106.00
多摩ニュータウン環境組合	多摩清掃工場	105.74
柳泉園組合	柳泉園クリーンポート	155.62
多摩川衛生組合	クリーンセンター多摩川	31.29
町田市	町田リサイクル文化センター	28.40
八王子市	戸吹清掃工場	57.56
合 計		610.98

② 令和元年東日本台風による災害廃棄物

令和2年3月から10月まで、宮城県大崎市の災害廃棄物（稲わら等）を9つの清掃工場で焼却した焼却残さ 1,185.59 t を受け入れた。

受け入れ団体の名称	処理施設の名称	循環組合へ焼却残さの搬出量（t）
八王子市	戸吹清掃工場	123.99
ふじみ衛生組合	クリーンプラザふじみ	194.11
多摩ニュータウン環境組合	多摩清掃工場	211.47
多摩川衛生組合	クリーンセンター多摩川	124.02
柳泉園組合	柳泉園クリーンポート	125.53
西多摩衛生組合	環境センター	138.51
昭島市	清掃センター	100.27
町田市	町田リサイクル文化センター	128.02
武蔵野市	武蔵野クリーンセンター	39.67
合 計		1,185.59

③ 新型コロナウイルス宿泊療養施設の生活ごみ

令和2年5月から令和3年3月まで、組織団体管内にある宿泊療養施設から排出された生活ごみについて、3つの清掃工場で焼却した焼却残さ 4.59 t を受け入れた。

受け入れ団体の名称	処理施設の名称	循環組合へ焼却残さの搬出量（t）
八王子市	戸吹清掃工場 北野清掃工場	1.72
多摩川衛生組合	クリーンセンター多摩川	2.53
多摩ニュータウン環境組合	多摩清掃工場	0.34
合 計		4.59

災害廃棄物の受け入れ等については、組織団体及び一部事務組合と情報を共有しながら、エコセメント化施設の処理能力の範囲内において、社会的に求められる役割を踏まえ、地元の日の出町のご理解もいただきながら進めていくことを基本とする。

### (3) 処理施設の整備

今後、上記(2)の処理体制で処理を行うため、表4のとおり必要な施設整備を行う。

表4 実施する施設整備事業（東京たま広域資源循環組合）

事業番号	整備施設種類 施設名	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間 (全体事業期間)
1	マテリアル リサイクル 推進施設 (東京たまエコ セメント化施設)	東京たまエコ セメント化施設 基幹的設備 改良事業	330 t / 日	東京都西多摩郡 日の出町大字大 久野 7642 番地 (日の出町ニツ 塚廃棄物広域 処分場内)	R6～R9

(整備理由)

事業番号1 施設の延命化、災害対策の強化

### (4) 施設整備に関する計画支援事業

(3)の施設整備に先立ち、表5のとおり計画支援事業を行う。

表5 実施する計画支援事業（東京たま広域資源循環組合）

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
1	東京たまエコセメント化施設基幹 的設備改良事業（事業番号1）に 係る計画支援事業	施設整備事業基本計画 環境アセスメント 事業方式検討 発注仕様書作成	R4 R4～R6 R4～R5 R5

### (5) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、循環組合及び組織団体は次の施策を実施する。

#### ア 再生利用品の需要拡大事業の推進

エコセメントは、道路のL型側溝や舗装ブロック、コンクリートベンチ等の二次製品に加工されるほか、JIS規格の生コンとしても利用されている。

循環組合では、このエコセメント製品の販路拡大のため、エコセメントを100%使用して二次製品を製造している20事業者24工場（令和3年4月現在）を認証し、組織団体等では、公共工事等で製品を利用している。

また、循環組合では、組織団体が施工した公共工事のうち、エコセメントを用いた二次製品が使用されている公園等、PR効果が高い場所においてエコセメント普及啓発の説明板を設置する場合、組織団体に対して補助金を交付しており、エコセメント製品の積極的な利用促進を図ることで、循環型社会の形成に寄与していく。

組織団体では、リサイクル施設で回収されたものを修理し再生品として販売して

おり、今後も住民に対して認知度を高めていき実施していく。

また、環境負荷の少ない製品を市の物品調達として優先的に購入するグリーン購入に取り組んでいる組織団体等もあり、今後も継続的に実施していく。

#### イ NPOや地域住民との協働

循環組合は、東京都多摩地域のごみを受け入れている谷戸沢処分場及び二ツ塚処分場の施設がある地元日の出町民と、ごみを搬入する東京都多摩地域の住民が、ごみ処理施設の見学等を通じ交流し、相互理解を深める目的で「三多摩は一つなり交流事業」を実施している。また、谷戸沢処分場の地元第3自治会で組織する「谷戸沢地域自然保存会」では、清掃活動（年3回）を実施している。二ツ塚処分場の地元第22自治会では、対策委員会を中心とした方々が、処分場に対する理解を深めるため、循環組合とともに清掃工場等の施設見学研修会を実施している。

今後も様々な機会において、地域住民の皆様のご理解とご協力をいただきながら、事業活動を積極的に支援していく。

また、組織団体においては、今後も廃棄物等減量推進員によるごみの分別推進や資源化への取り組み等を実施するとともに、町内会・自治会等が実施する資源回収事業、食品ロスを減らすためのフードドライブや生ごみの堆肥化に取り組む団体への支援等、様々な形で協働事業を展開していく。

#### ウ 不法投棄対策

組織団体は、不法投棄対策として、看板の設置やパトロール強化、監視カメラの設置等、様々な対策を講じていく。

#### エ 災害時の廃棄物処理に関する事項

循環組合による災害廃棄物の焼却残さの受け入れ実績として、東日本大震災の際、組織団体のうち3市4組合が引き受けた災害廃棄物の処理に伴う焼却残さ610.98tを、令和元年東日本台風の被害の際には、災害廃棄物の焼却残さ1,185.59tを受け入れて、全量エコセメント化をした。

今後は、組織団体と連携した災害廃棄物の受け入れ体制を強化していく。

なお、組織団体の災害廃棄物処理計画の策定状況は、策定済みが16団体、策定中（令和3年度中に策定予定）が8団体、今後策定を予定している団体が2団体となっている。

策定済みの16団体及び策定中の8団体においては、策定した災害廃棄物処理計画に基づき災害廃棄物の処理を行う。

三鷹市では、「災害廃棄物対策指針」を踏まえるとともに「東京都災害廃棄物処理計画」及び「三鷹市地域防災計画」との整合を図り「三鷹市災害廃棄物処理計画

(仮称)」を令和 5 年度に策定する予定である。災害時には、「三鷹市地域防災計画」に記載する対策に基づきふじみ衛生組合及び広域的は支援要請により災害廃棄物の処理を行う。

昭島市では、災害時には昭島市地域防災計画にある様々な協定等※に基づき災害廃棄物処理及び運搬を行う。また、多量の災害廃棄物の発生が予想される場合は、都市公園や公有地等に仮置き場の設置を予定している。なお、令和 5 年度中に災害廃棄物処理計画を作成する予定である。

その他、組織団体は関係者との協定締結やマニュアルの策定等を実施済み、あるいは今後実施していくこととしている。

- ※①「廃棄物と環境を考える協議会加盟団体災害時相互応援協定」※資機材の提供・職員の派遣
- ②「災害時における応急対策業務に関する協定書」(市造園業協同組合)※資機材及び労力等
- ③「災害時における応急対策業務に関する協定書」(東京土建一般労働組合多摩西部支部)※資機材及び労力等
- ④廃棄物収集運搬業務委託契約を請け負っている市内業者 3 社との連携 ※収集運搬
- ⑤市内中間処理施設(可燃ごみ以外の処理)において契約している業者との連携
- ⑥市内中間処理施設で処理後の資源化処理委託業者との連携
- ⑦直営職員及び直営保有の資機材

#### オ その他(情報提供及び啓発による意識高揚等)

循環組合は、エコセメントが普通ポルトランドセメントと比較してCO<sub>2</sub>排出量が少なく、環境負荷の低減に貢献していること等について、社会科見学や夏休み処分場見学会等のイベントにより普及啓発を図る。また、家庭から排出されるごみの行方等について、広報誌(たまエコニュース)等を定期的に配布して情報提供及び啓発活動を行うことにより、ごみの減量化等に対する意識高揚を図る。

組織団体では、ごみ出しが困難になった高齢世帯に対する戸別収集形態の変更や見守り活動、市内所在大学との地域環境保全による教育活動等を実施しており、今後も継続していく。

### 3 計画のフォローアップと事後評価

#### (1) 計画のフォローアップ

毎年度、組織団体等から循環組合に搬入された焼却残さ及び不燃残さ搬入量を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて、構成市町、東京都及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

#### (2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果がまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。